



令和2年度 気候変動適応関連予算について

令和2年 2月

環境省 地球環境局 総務課 気候変動適応室



【令和2年度予算（案）850百万円（865百万円）】

拡大する気候変動影響に対する各主体の適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応の取組を促進する。
- ③ 国際連携により、開発途上国における気候変動影響評価・計画策定を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 本邦事業者等の優れた適応に係る技術、製品、サービスの海外展開を支援する。
- ⑥ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

2. 事業内容

○気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。

そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。

○平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針・成長戦略にも盛り込まれている政府の重要課題である。

○環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。

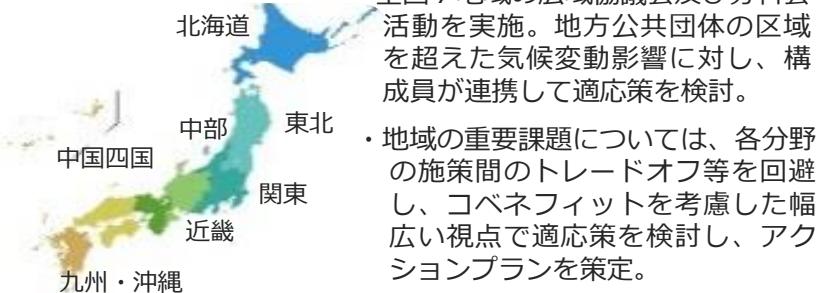
- ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
- ・気候変動適応における広域アクションプラン策定事業（新規）
- ・国際連携による気候変動影響評価・計画策定促進
- ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業（新規）
- ・適応策のPDCA手法確立調査事業
- ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～令和7年度（予定）

4. 事業イメージ

○気候変動適応における広域アクションプラン策定事業 (新規)

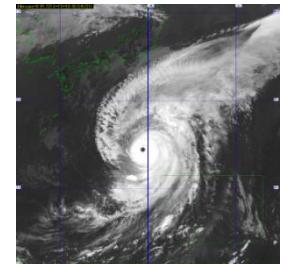


- ・全国7地域の広域協議会及び分科会活動を実施。地方公共団体の区域を超えた気候変動影響に対し、構成員が連携して適応策を検討。

- ・地域の重要課題については、各分野の施策間のトレードオフ等を回避し、コベネフィットを考慮した幅広い視点で適応策を検討し、アクションプランを策定。

○気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業 (新規)

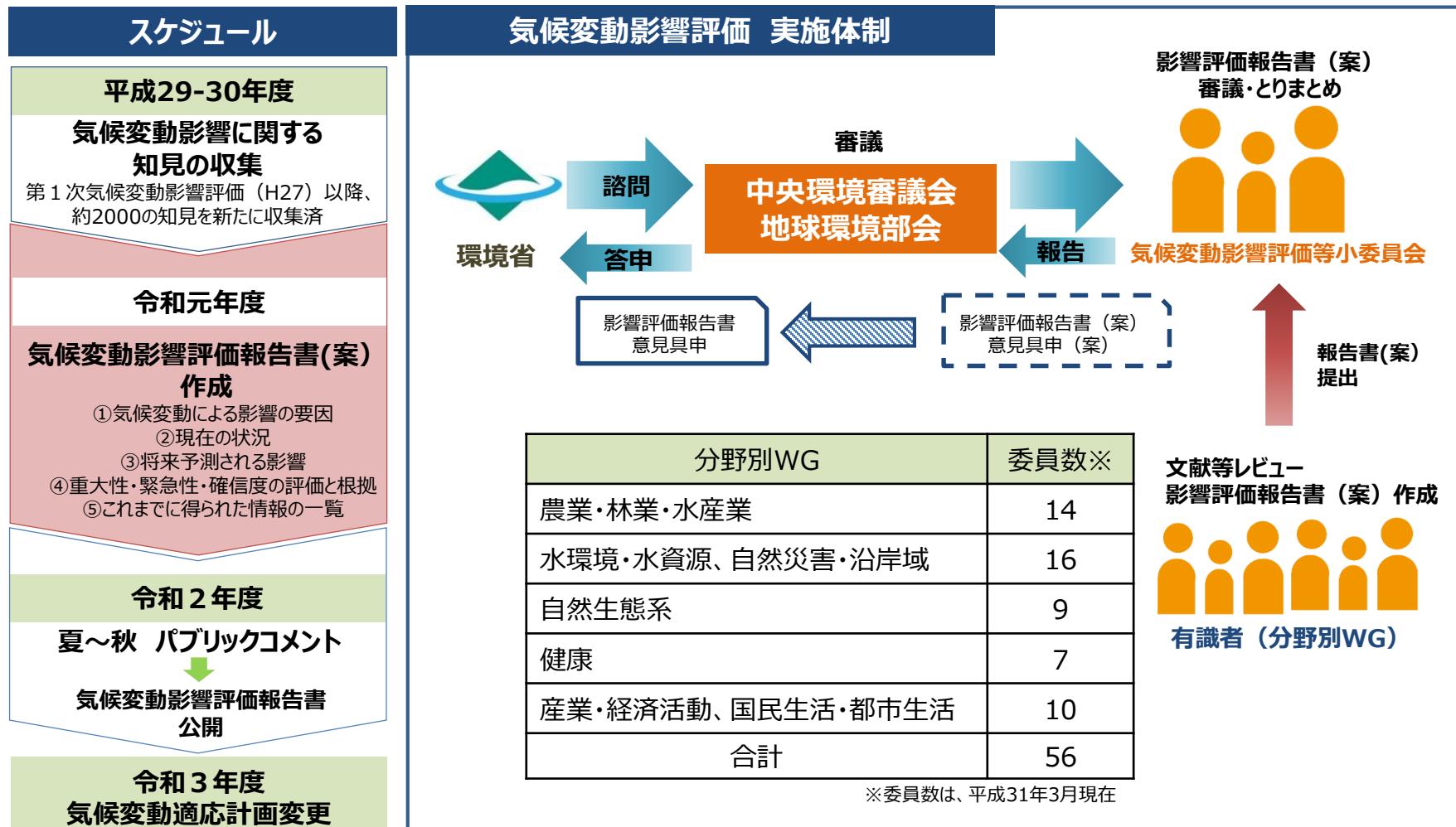
- ・地球温暖化に伴い強い台風が増加するリスクがある。災害のさらなる激甚化が懸念されており、適応策は待ったなしの状況。
- ・将来の気候変動を踏まえた台風の影響評価を行い、適切な適応策を実施するために必要となるデータを整備。



令和元年台風19号
(ひまわり8号赤外画像、気象庁提供)

適応法に基づく取組 - 気候変動影響評価

2020年の気候変動影響評価に向け、報告書の執筆を開始



気候変動適応における広域アクションプラン策定事業

内容

- ◆ 気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)の開催・運営
- ◆ 分科会立ち上げ及び運営（各ブロック2～3課題）、必要な調査等の実施
- ◆ 関係者の連携による適応策（アクションプラン）の検討・策定
- ◆ 気候変動適応全国大会（年1回）の開催
- ◆ 気候変動適応に関する普及啓発活動

※ 本事業は、令和2年度予算の成立を

前提としています。状況に応じてご案内の内容が変更となる場合があります。

また、令和3年度以降においては、本業務の予算措置がなされることを前提とするものであり、業務の実施を保証するものではありません。

気候変動適応広域協議会 全国7ブロック 2回/年 事務局：地方環境事務所

構成員	協議事項
<ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局、地方整備局、地方運輸局、 地方経産局、管区気象台等国の地方支分部局 ・都道府県、政令指定都市、その他市町村※ ・地域気候変動適応センター、研究機関、有識者 ・地域地球温暖化防止活動推進センター※ ・地域における気候変動適応に係る事業者等※ ・その他 ※地域の状況により、必要に応じて参加 	<p>➤ 地域の気候変動適応に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 気候変動適応に関する施策や取組についての情報交換・共有 (2) 地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理 (3) 地域において気候変動適応を推進する上で課題の整理及び適応策の検討 (4) 地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進 <p>➤ 協議会の運営に関し必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 構成員の追加・削除 (2) 議長・座長選任の有無 (3) 協議会開催の頻度や時期 (4) 分科会などの設置 (5) 非公開に該当する資料の選定

分科会 2~3テーマ/地域 2,3回/テーマ

県境を越えた適応課題等関係者の連携が必要な課題や共通の課題等について検討

メンバー	活動
<ul style="list-style-type: none"> ・テーマに関する國の地方支分部局 ・都道府県、政令指定都市、その他市町村 　　テーマに関する部局、地域気候変動適応計画を所管する部局等 ・地域気候変動適応センター、研究機関、有識者 ・テーマに関する事業者等 ・その他 	<ol style="list-style-type: none"> (1) ブロックの共通課題について情報共有・議論 (2) テーマに沿った情報収集・将来予測等の調査計画の策定 (3) 情報収集及び影響予測 <ul style="list-style-type: none"> ・過去及び将来気候変動影響に関する情報 ・メンバーや地域の関係機関等のこれまでの取組に関する情報 ・気候変動影響予測、及び必要なデータの収集 ・適応策の実現可能性および費用対効果、他の施策とのコラボレーションなどの効果検証等の検証 (4) 関係者の連携による適応策の立案

広域アクションプランの策定について（案）

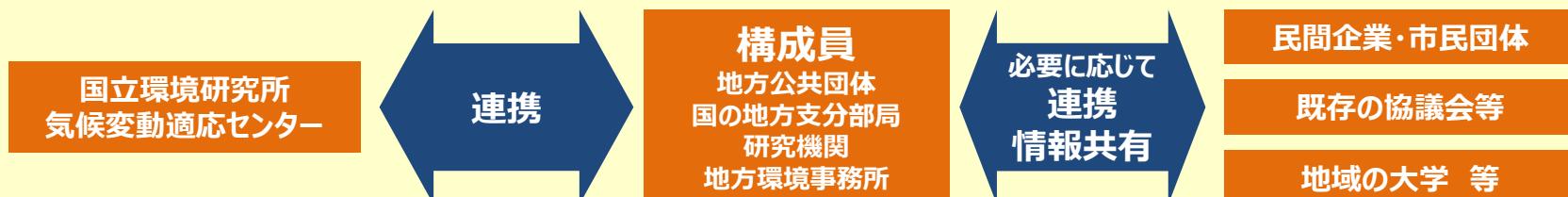
県境を越えた適応課題等、関係者の連携が必要な課題

想定される課題 例)

熱中症・ヒートアイランド対策
感染症対策
畜産(牛/豚/鶏)における高温対策

河川流域の適応（水資源、防災など）
自然生態系の適応（高山植生の保全、シカ害など）
海域の適応（海洋生態系、水産業、沿岸対策など）

ブロック内で特に重要と考えられる課題について、分科会にて情報収集・適応策立案



情報収集(1,2年目)

過去及び将来気候変動影響に関する情報
気候変動影響予測、必要なデータの収集
適応策の実現可能性および費用対効果等の検証

スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023
適応法・計画		影響評価報告書	適応計画変更		
広域協議会	準備アンケート等 課題に関する検討	分科会 情報収集 実現可能性の検証	分科会 連携による適応策立案		実施フォローアップ

連携による適応策の立案(3年目)

施策間のコバネフィットやトレードオフの検討
連携による適応策の策定 等

構成員の連携による適応策の実施・地域気候変動適応計画への組込み

例) 救急搬送に係る連携強化、普及啓発の一斉実施、水源涵養の共同実施、気候変動影響を加味した防災連携強化、外来種駆除に係る広域連携等

令和2年度国民参加による気候変動情報収集・分析地方公共団体委託事業

目的

- ◆ 地域住民の参加による気候変動影響情報の収集・分析、及び地域気候変動計画に貢献する科学的知見の創出。
- ◆ 地域住民の気候変動適応への理解促進。

内容

- ◆ 地域住民等を巻き込んだ地域の気候変動影響に関する情報の収集・分析
- ◆ 地域の気候変動影響に関する情報の発信 など

2年目の場合は、地域にとって優先的に対応が求められる気候変動影響に関する詳細な情報の収集や気候変動影響の将来予測に向けた計画の作成等、3年目の場合は、気候変動影響の将来予測計算の実施・試行、適応オプションの整理等。

令和2年度事業開始までの流れ（予定）

日程	内容
12月下旬	環境省より予告
1月中旬	環境より応募開始の事務連絡発出
2月末	提案書提出締め切り
3月上旬	提案書審査（外部有識者による審査）
3月中下旬	審査結果・採択
4月 予定	事業開始 ※採択状況を見て、必要に応じて2次募集を実施

事業の形態

地方公共団体へ直接委託（都道府県・市町村）

期間

契約締結日～令和3年3月31日

※本事業は、令和2年度予算の成立を前提としています。状況に応じてご案内の内容が変更となる場合があります。また、令和3年度以降においては、本業務の予算措置がなされることを前提とするものであり、業務の実施を保証するものではありません。

契約形態

7～10件程度（600～900万円/件）

- ◆ 採択件数の状況によっては、1件当たりの予算額が上下する可能性があることに留意いただくようお願いします。
- ◆ 本事業は、単年度の事業です。なお、令和3年度以降の本事業の継続については、予算要求の状況等を踏まえ検討させていただきます。

契約のスキーム

※地域気候変動適応センター及びその候補組織も対象

環境省



地域気候変動適応センター※
(地環研等 地方公共団体の庁内組織)

又は

環境省

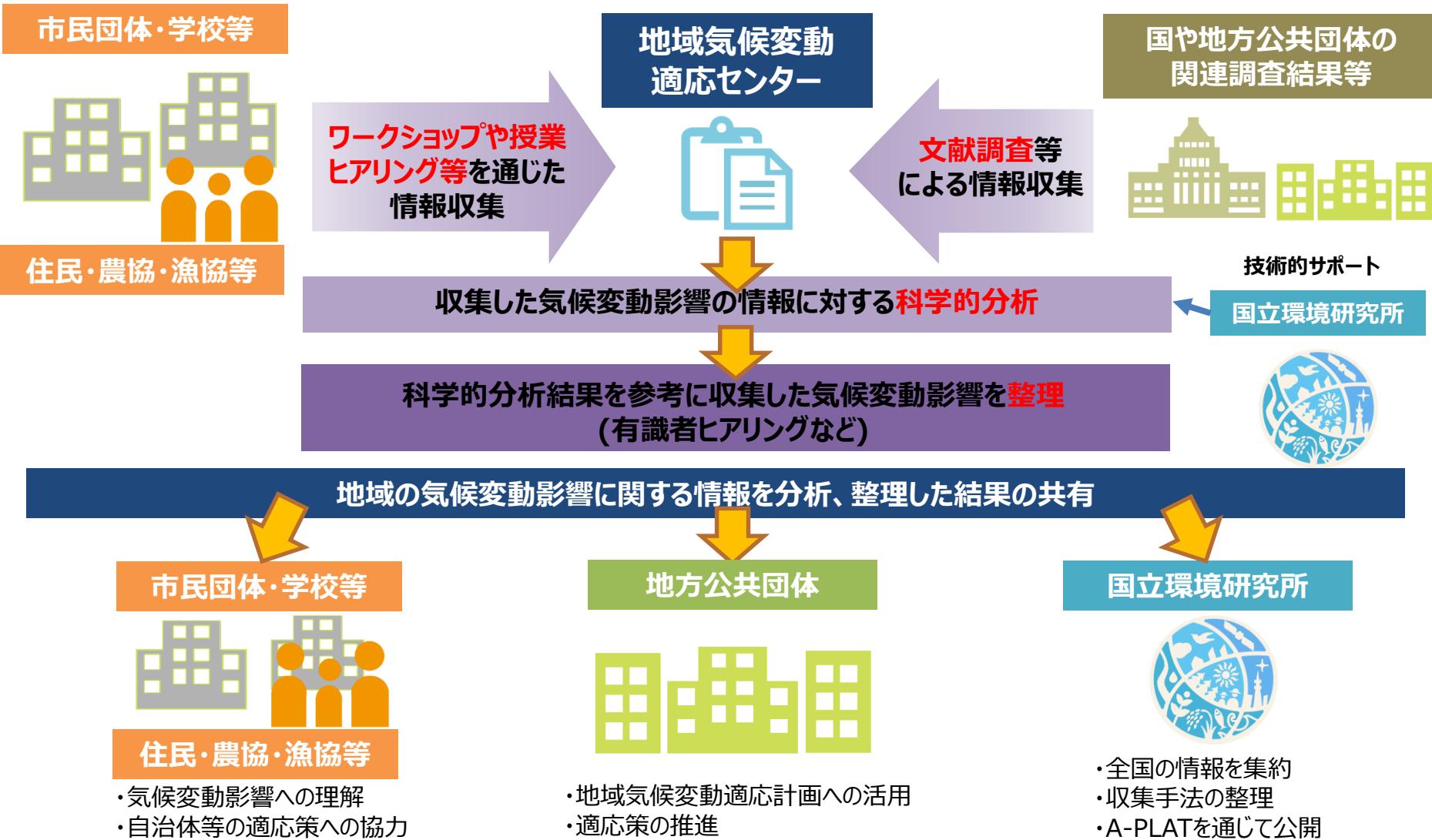


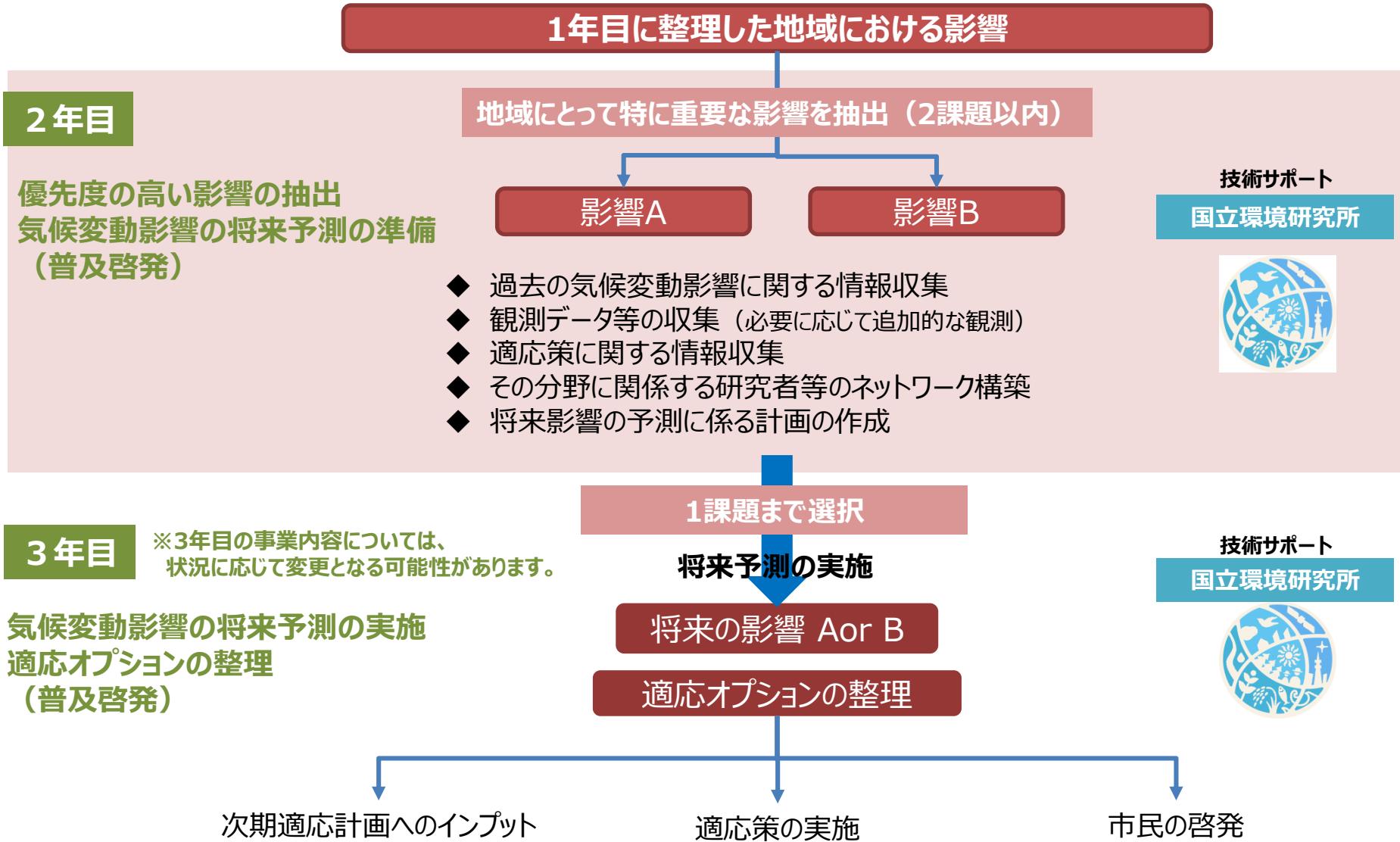
地方公共団体（環境部局等）



地域気候変動適応センター※
(地方公共団体の庁外組織)

国民参加による気候変動情報収集・分析地方公共団体委託事業イメージ





気候変動適応法 施行状況 (令和2年1月現在)

気候変動適応法の概要

[平成三十年法律第五十号]
平成30年6月13日公布
平成30年12月1日施行



1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定（H30年11月27日閣議決定）。その進展状況について、把握・評価手法を開発。
- 環境省が、**気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

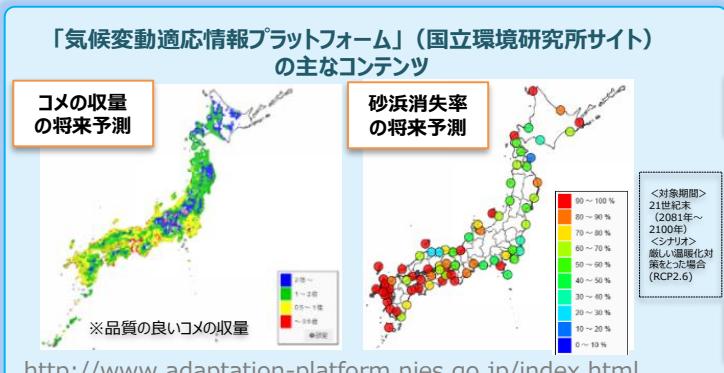
各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



将来影響の科学的知見に基づき、
・高温耐性の農作物品種の開発・普及
・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
・ハザードマップ作成の促進
・熱中症予防対策の推進
等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け。**



3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- 広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

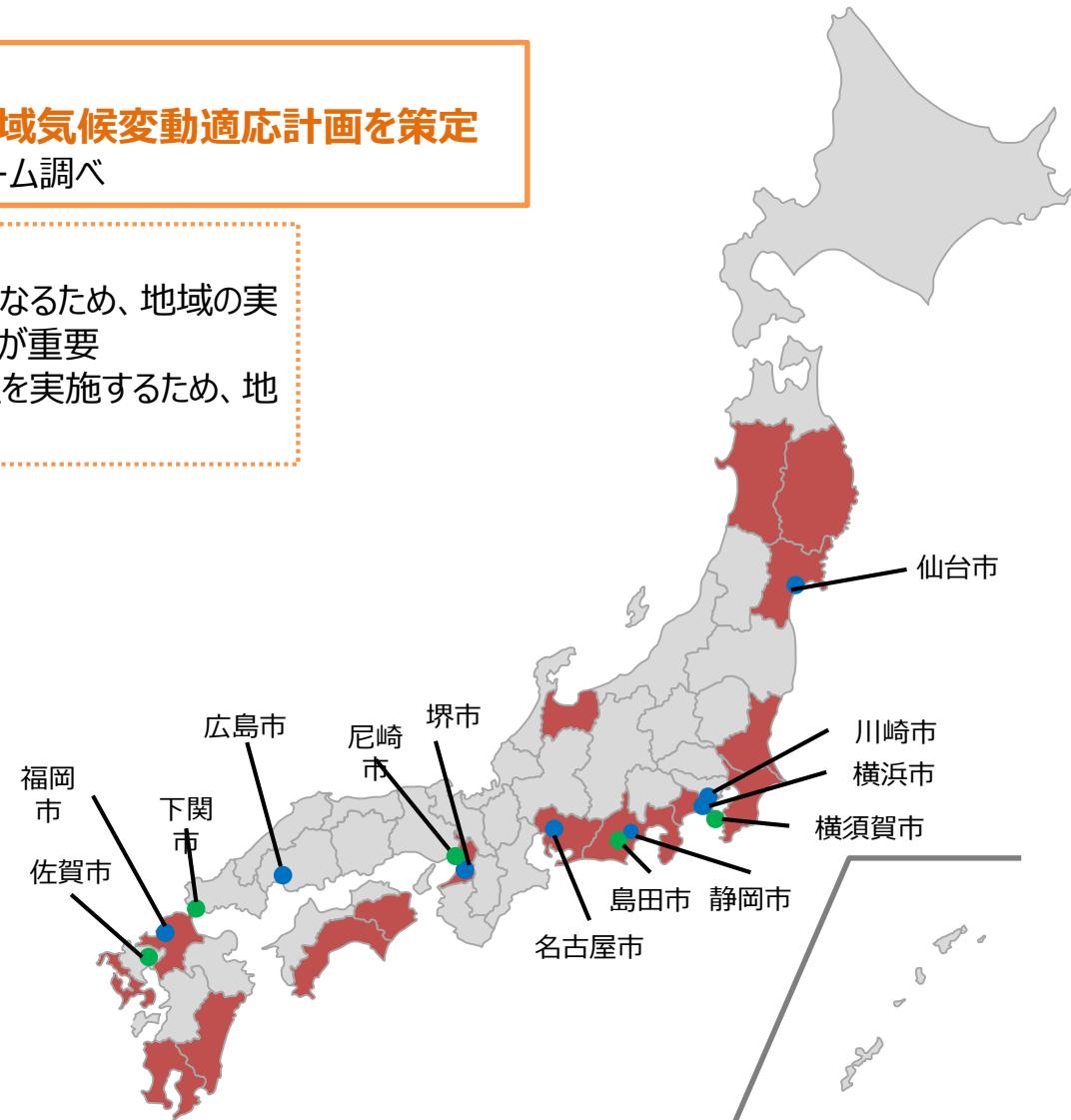
- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

適応法に基づく地域適応計画の策定状況

2019年11月22日現在で
1府15県、8政令市、5市で地域気候変動適応計画を策定
※気候変動適応情報プラットフォーム調べ

地域気候変動適応計画

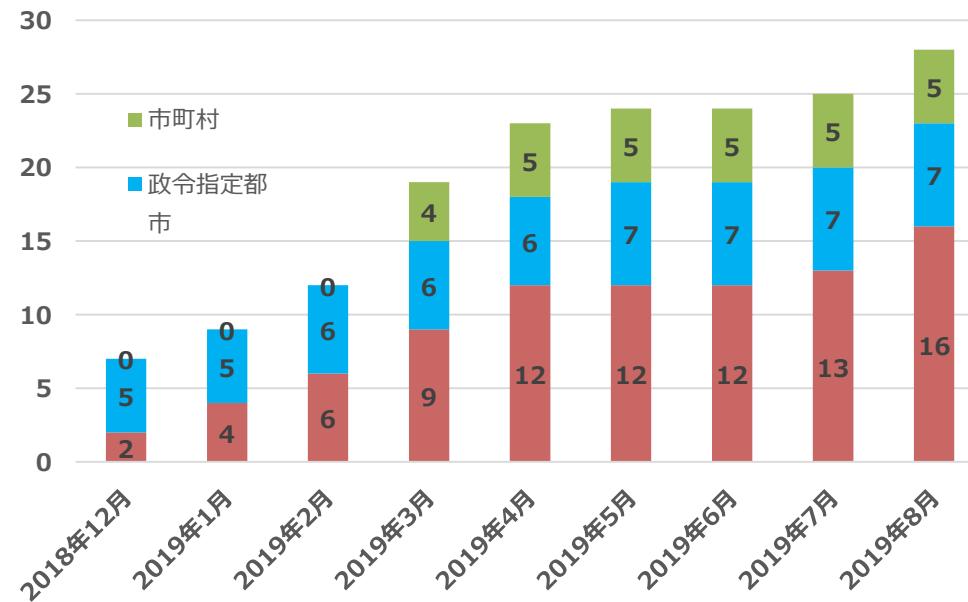
- ・ 気候変動の影響は地域により異なるため、地域の実情に応じた適応の取組をすることが重要
- ・ 地域の実情に応じた適応の取組を実施するため、地域気候変動適応計画を策定



適応法に基づく地域適応計画の策定状況（令和元年11月現在）



地域気候変動適応計画 策定状況（累計）



策定の形式	都道府県	政令市	市町村
適応計画単独	4	0	0
温対計画の一部	12	8	5

気候変動適応情報プラットフォームの情報を元に作成
http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/lets/local_list_plan.html

計画策定時期	都道府県	政令市	市町村
平成27年度	1	1	1
平成28年度	6	2	0
平成29年度	5	3	0
平成30年度	3	1	4
令和元年度	1	1	0

地域適応センター設置状況

2019年10月1日現在で13県で適応センターを確保

その他、多くの都道府県で設置に向けて検討中

地域気候変動適応センターとは

- ・ 地域における気候変動影響や適応に関する情報収集、整理、分析、提供等を行う拠点
- ・ 国立環境研究所と協力しながら、地域における情報の中核となることが期待される

■ 地方公共団体（庁内組織等）

■ 地方環境研究所

■ 大学

■ 民間の機関

福岡県保健環境研究所
2019.8.7

宮崎県環境森林部
環境森林課内
2019.6.27

一般財団法人
三重県環境保全事業団
2019.4.1

香川県環境保健研究センター
2019.10.1

滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策等推進本部
2019.1.29

高知県衛生環境研究所
2019.4.1

新潟県保健環境科学研究所
2019.4.1

長野県環境保全研究所及び環境部環境エネルギー課
2019.4.1

埼玉県環境科学国際センター
2018.12.1

茨城大学
2019.4.1

神奈川県環境科学センター
2019.4.1

静岡県環境衛生科学研究所
2019.3.22

愛知県環境調査センター
2019.3.22

